

II 災害への備え

本章では、広域連合及び構成団体が連携県、国、その他関係機関・団体と連携して行う事前対策の内容を示す。

なお、関係周辺府県が行う事前対策は、各府県が地域防災計画で詳細に定める。ここでは、これら地域防災計画との整合を図りつつ、広域連合として一体的な対策を行う観点から、事前対策の全体像を示す。

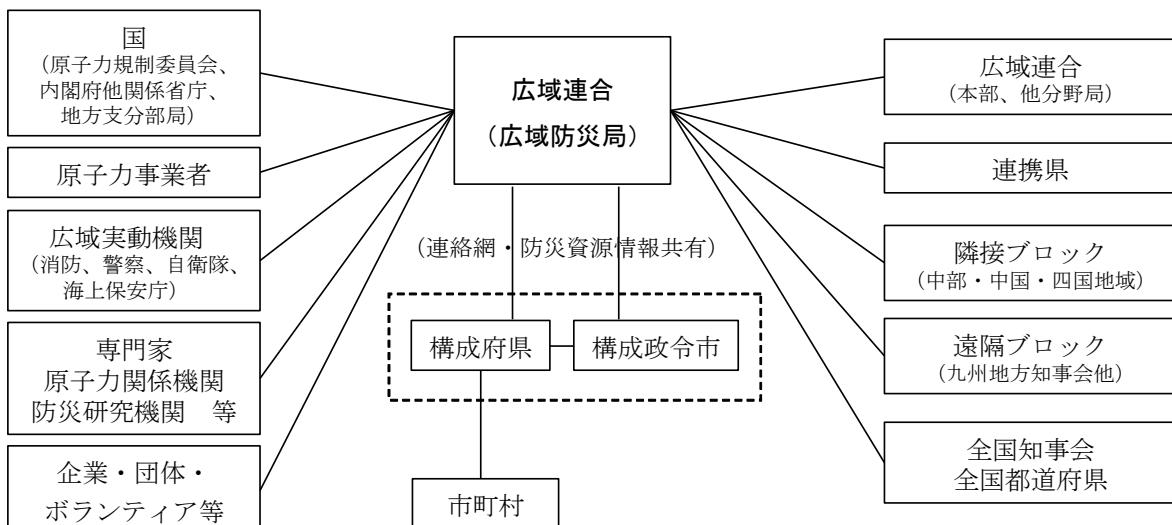
また、原子力災害対策においては、所在県との連携が不可欠であるため、本章に定める内容に基づき所在県との連携を図る。

広域連合は、原子力災害発生時の対応を迅速かつ円滑に実施するため、平常時から、構成団体、連携県、国、原子力事業者、その他関係機関・団体との緊密な連携のもと、以下に示す体制整備や訓練等に取り組み、原子力災害に備える。

なお、災害対策にあたっては、原子力災害の特殊性にも十分配慮する。

《付属資料3：原子力災害対策の留意点（再掲）》

○ 広域連合（広域防災局）と関係機関・団体との関係



1 情報の収集・連絡体制等の整備

広域連合は、構成団体、連携県、国、原子力事業者、その他関係機関・団体と原子力防災に関する情報の収集と連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

（1）情報収集・連絡体制の整備

広域連合及び構成団体は、原子力災害に対し万全を期すため、連携県、国、原子力事業者その他関係機関・団体との間における情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替の連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

（連絡手段例）一般電話、携帯電話、防災行政無線、ファクシミリ、電子メール、衛星電話及びTV会議システム等

(2) 原子力事業者との連携

① 覚書の締結

広域連合は、原子力事業者と情報連絡に関する覚書を締結し、原子力施設における事故災害等の異常事態発生時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から緊密な情報交換により連携を深める。また、広域連合は、原子力事業者との緊急時における協力・連携の内容についてあらかじめ調整を行う。

○原子力事業者との覚書

事業者名	覚書名称	締結日
関西電力(株)	原子力発電所に係る情報連絡及びエネルギー一対策の促進に関する覚書	平成24年3月3日
日本原子力発電(株)	原子力発電所に係る情報連絡に関する覚書	平成24年3月30日
(国研)日本原子力研究開発機構	原子炉施設に係る情報連絡に関する覚書	平成24年3月30日

《付属資料6：原子力事業者との情報連絡に関する覚書》

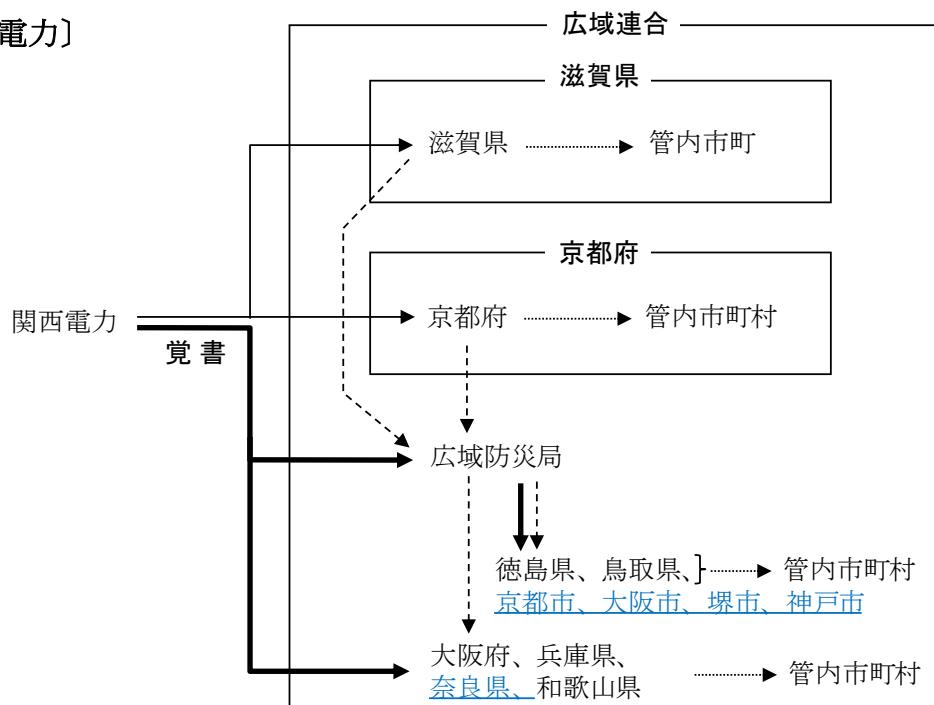
② 連絡体制の整備

広域連合は、原子力事業者との覚書に基づき、次のとおり連絡体制を整備する。

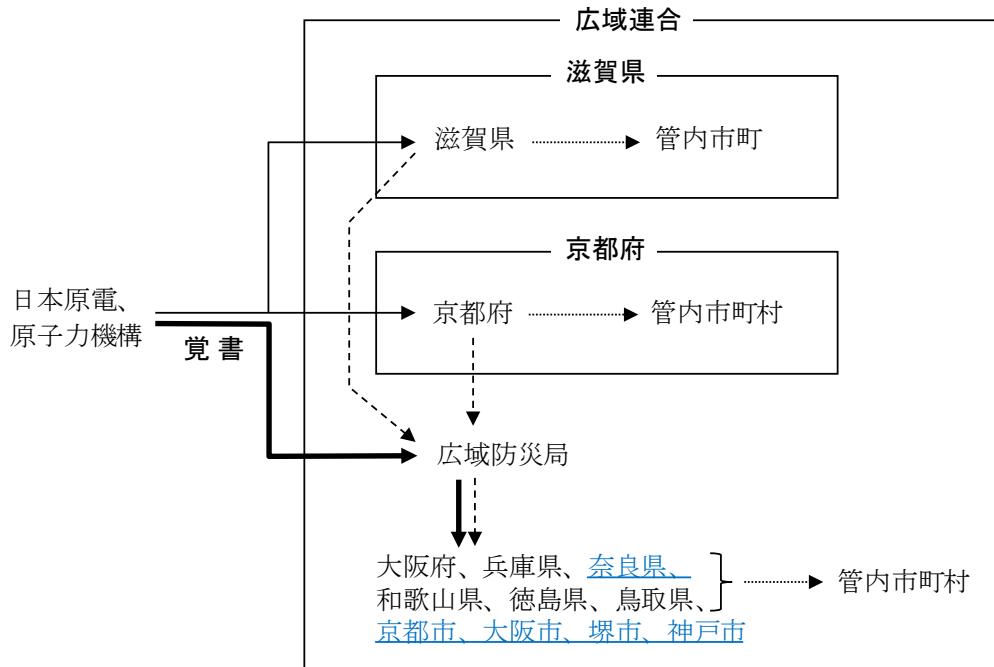
- ・異常事態発生時、原子力事業者は、覚書に基づき、広域連合広域防災局に対し、直ちに事態の情報を連絡する。(滋賀県及び京都府へは、原災法及び個別の取決等に基づき、原子力事業者から別途連絡がある。)
- ・滋賀県及び京都府は、警戒対応等事態の推移に備える必要がある場合については、広域防災局に連絡する。広域防災局は必要に応じ、滋賀県及び京都府と情報交換を行う。
- ・広域防災局は、直ちに他の構成団体に原子力事業者及び滋賀県、京都府からの情報を伝達し、必要に応じ、事態の推移に備え、対応する。

○原子力事業者との連絡体制（情報の流れ）

[関西電力]



〔日本原電・原子力機構〕



(3) 専門家の活用体制

広域連合及び構成団体は、収集した情報の分析・整理や対策の検討について助言を得るため、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2 災害応急体制の整備

広域連合は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討し、必要な体制を整備する。

なお、災害応急体制の整備に当たっては、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的猶予がない場合もあり得ることに留意する。

(1) 情報収集体制の整備

広域連合及び構成団体は、施設敷地緊急事態（原災法第10条に基づく通報事象（特定事象））又はこれには至っていないが、その可能性がある事故・故障等の事象又は自然災害（警戒事態等）が発生した場合は、速やかに情報収集体制を確立できるよう、あらかじめ職員の参集基準、情報収集の方法、連絡経路等からなる情報収集体制の整備を図る。

(2) 災害対策本部体制の整備

広域連合は、全面緊急事態が発生し、原災法第15条に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された場合に、広域連合長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営できるよう、本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、広域連合災害対策本部と構成団体が設置する災害対策本部との連携を円滑に行うため、あらかじめ本部間の役割分担、情報共有や連絡調整の手順、所在県、関係

周辺府県の災害対策本部への連絡員の派遣基準等についてあらかじめ定めておく。

(3) 原子力災害合同対策協議会等での情報収集

原子力緊急事態宣言の発出後、国、所在県、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村により、原災法第23条に基づく原子力災害合同対策協議会がオフサイトセンター^{※1}（緊急事態応急対策等拠点施設）に設置される。

広域連合は、災害の状況、実施される応急対策等の内容を迅速かつ的確に把握し、事態の推移に応じて広域避難の調整、資機材や要員の確保等の対応に備えるため、同協議会への職員派遣の手順と、職員派遣をしない場合の関係周辺府県を通じた情報収集体制の整備を図る。

※1 オフサイトセンター（O F C）：Offsite Center

(4) 広域的な応援協力体制の拡充・強化

① 広域連合他分野局との連携

広域連合広域防災局は、原子力災害発生時に、他の分野と連携して被災地の応急対策及び復旧・復興対策に取り組むため、平素から緊密な連携を図る。

- ・原子力災害医療における資機材・人員等支援
- ・国内外に向けた風評被害対策
- ・被災企業に対する支援 等

② 他の広域ブロックとの連携

広域連合は、中国・四国等の隣接ブロックや関東九都県市、九州等遠隔地との間で相互応援協定の締結等により連携強化を図り、原子力災害発生時の広域的な応援体制を整備する。

③ 国との連携

高い専門性、最新の科学的知見が要求される原子力災害対策においては、国（原子力規制委員会、内閣府、その他関係省庁）の果たす役割が大きく、また、原子力災害発生時の円滑な災害対応に当たる上で、地方レベルでの対応が困難な場合、国の実動機関（消防、警察、自衛隊及び海上保安庁）の協力が必要となることから、国との密接な連携が不可欠である。

本計画の内容について国の災害対応との整合を図り、広域避難に関する調整など広域連合による災害対応の実施体制を整備する。

④ 企業・団体等との連携

広域連合は、広域に被害が及ぶ原子力災害時において、迅速かつ的確な対応が必要となるため、緊急輸送、避難退城時検査（住民等、車両、携行物品等の放射線量の測定）及び簡易除染、被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結するなど、各分野に専門性をもつ企業や団体等との協力体制を強化する。

《付属資料7：大規模広域災害に係る広域避難関係協定等一覧》

(5) 資機材等の整備と協力体制の構築

構成団体は、必要に応じて地域防災計画に基づき原子力災害対策に係る資機材の整備を行う。

広域連合及び構成団体は、大規模な原子力災害が発生した場合に備え、各構成団体の資機材を相互融通する体制を整備する。また、国や原子力事業者等とも連携し、資機材の確保に係る協力体制を整備する。

○整備する資機材（例）

対 応	用 途	資 機 材
緊急時 モニタリング	放射線計測	可搬型モニタリングポスト、モニタリング車、サーベイメータ 等
	放射線防護	個人線量計、防護服、防護マスク、手袋 等
原子力災害医療	放射線計測	サーベイメータ、ホールボディカウンタ
	放射線防護	個人線量計、防護着一式（白衣・手術着、帽子、マスク、手袋、ゴーグル、シーブズカバー等）、養生シート、ろ紙シート等
	除染、医療	除染剤、医療資材、医薬品（一般医薬品、安定ヨウ素剤等）
除染活動	除染	高圧洗浄機、舗装剥ぎ取り用機器、表土除去用重機 等

3 モニタリング体制の整備

(1) 平常時モニタリングの体制整備

所在県及び関係周辺府県は、国や原子力事業者と協力し、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響を評価する観点から、平常時の環境放射線モニタリング実施体制の構築を図る。

(2) 緊急時モニタリングの体制整備

① 目的

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と、O I Lに基づく防護措置の実施の判断及び住民等と環境への放射線影響の評価のために実施し、国が統括する。

② 緊急時モニタリングセンター

国は、所在県、関係周辺府県及び原子力事業者等と連携した緊急時モニタリングを行うため、原子力施設立地地域のオフサイトセンター内に設置する緊急時モニタリングセンター（EMC^{*1}）の体制を整備する。

※1 EMC : Emergency Radiological Monitoring Center

③ 緊急時モニタリング計画等の策定

所在県及び関係周辺府県は、あらかじめ緊急時モニタリング計画を作成し、国は緊急時、事故の状況に応じた具体的な実施項目等を記載した緊急時モニタリング実施計画を策定する。

④ 実施体制の整備

所在県及び関係周辺府県は、緊急時モニタリングの測定の結果をO I Lに基づく防護措置の実施の判断に活用できるよう、平常時から、緊急時モニタリングの実施体制を整備し、適切な測定能力の維持に努める。なお、広域連合は、国に対して、モニタリングポストの追加設置など、放射線監視のための体制整備の充実を働きかけていく。

⑤ U P Z外の対応

U P Z外については、必要に応じ、国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカーなど、機動的手法を用い緊急時モニタリングを実施する。

また、構成府県等が設置している環境放射線モニタリング設備も活用する。

《付属資料8：関西周辺の環境放射線モニタリング設備の配備状況》

4 原子力災害医療体制の整備

所在県、関係周辺府県及びその他の構成団体は、必要に応じ、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関の指定や登録を行い、原子力災害医療に必要な基本的な資機材・設備の整備を行うとともに、国と協力し、原子力災害医療体制を整備する。

広域連合及び構成団体は、国、連携県と協力し、原子力災害医療における広域連携について検討を行う。

また、災害時に広域避難先において、避難者が医療機関を支障なく受診できるよう平時から国と連携して普及啓発等に努める。

《付属資料9：関西周辺の原子力災害医療機関の指定・登録状況（福井県含む）》

5 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

所在県及び関係周辺府県は、管内の所在市町及び関係周辺市町、医療機関等と連携し、P A Z内の中等の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制や、U P Z内の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が速やかに安定ヨウ素剤の予防服用を行えるように体制を整備する。

なお、広域連合は、備蓄する府県市町村において保管場所が被災等により使用不能となった場合など、万が一の場合に備えて、原子力事業者との覚書を締結し、安定ヨウ素剤の確保体制を構築するとともに、国が備蓄する安定ヨウ素剤の提供を受ける。

【U P Z外】

指針では、屋内退避によってプルーム通過時の影響を低減できることから、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の服用は求めておらず、そのため、安定ヨウ素剤の備蓄は必要ないとされている。

○平成27年3月4日付「U P Z外の防護対策について」（原子力規制庁）

東電福島第一原発事故の際に発生したようなプルームの場合には、プルーム通過時の防護措置としては、プルーム中に含まれる放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを低減することが重要となるが、放射性物質の放出に至る事故の様態は必ずしも一定でなく、放出される放

射性物質の量や核種組成も事故の様態や放出開始時間などの諸条件によって変化し得る。新規制基準で要求しているフィルター付ベント等の格納容器破損防止対策等が一定程度有効に機能する場合なども考慮すると、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくと比べ放射性希ガス類等による外部被ばくが卓越する場合もあると考えられる。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、また、服用のタイミングによってはその防護効果が大きく異なることが知られている。他方、緊急時においてプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に予測することはできず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない。

6 広域避難体制の整備

(1) 想定される広域避難

広域避難（府県域を越える避難）体制の整備を行う前提となる、想定される広域避難の規模、形態は以下のとおりである。

① 避難の規模（対象区域とその人口）

広域避難の対象区域は、原子力災害対策重点区域のうち、所在県、関係周辺府県が定める広域避難計画において府県域を越える避難が想定された区域とする。構成団体を避難先とするその内訳（市町村名）と人口は次表のとおりである。

○広域避難対象区域とその人口

（平成 30 年 4 月 1 日時点）

府県名	市町村名	人口	
福井県	敦賀市	66,089 人	計 129,401 人
	小浜市	29,532 人	
	高浜町	10,471 人	
	おおい町	8,285 人	
	若狭町	15,024 人	
滋賀県	長浜市	25,708 人	計 54,277 人
	高島市	28,569 人	
京都府	福知山市	464 人	計 117,912 人
	舞鶴市	82,949 人	
	綾部市	8,265 人	
	宮津市	18,206 人	
	南丹市	3,613 人	
	京丹波町	2,996 人	
	伊根町	1,419 人	
計		301,590 人	

② 避難の形態（基本パターン）

府県域を越える広域避難では、長距離の移動が避けられないため、移動によるリスクの高い住民を区分し、その特性を踏まえた広域避難計画を策定する必要がある。本プランで想定する住民等の区分ごとの広域避難の基本的なパターンは次のとおりである。

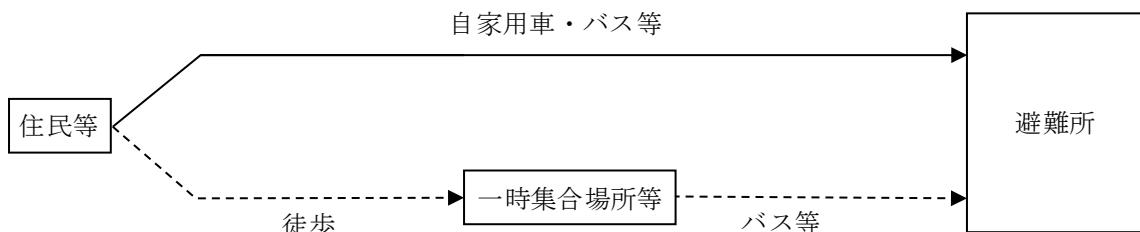
なお、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除き、避難する住民等については、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、所在県及び関係周辺府県が避難経路上のU P Z境界周辺に設置する避難退域時検査場所において、避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

所在県及び関係周辺府県等は、避難する住民等に対し、必ず避難退域時検査場所を通過し、避難退域時検査及び簡易除染を受けるよう、あらかじめ住民等への周知を徹底する。

ア 一般住民の避難

P A Z内においては、施設敷地緊急事態で避難の準備を開始し、全面緊急事態で避難を開始する。U P Z内においては、施設敷地緊急事態で屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態で屋内退避を実施する。さらに事態が進展し、避難等が必要となった際には、避難等を実施する。

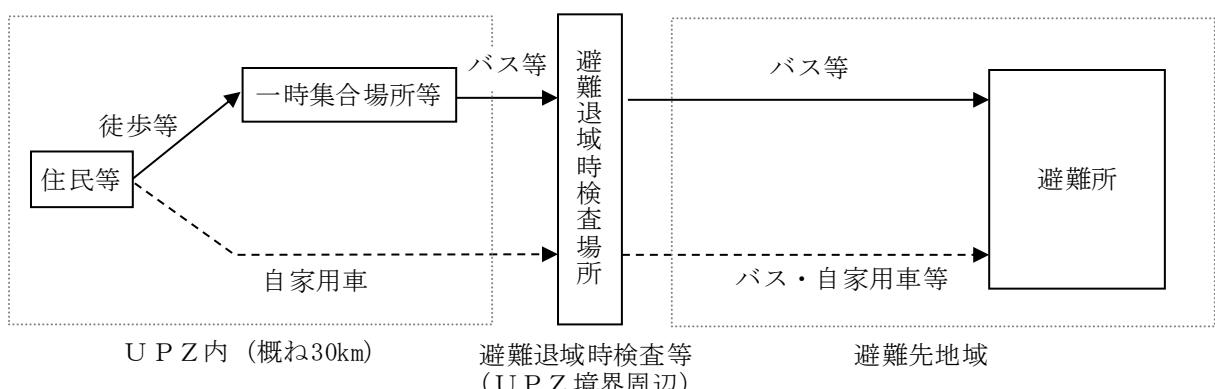
(i) P A Z内(5km圏)の場合



※ 放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない。

○ P A Z内からの避難は、自家用車により迅速に避難することを基本とし、自家用車を利用できない住民等については、所在県、関係周辺府県等が確保するバス等により避難する。

(ii) U P Z内(30km圏)の場合



- UPZ内からの避難等については、渋滞を抑制し、原子力施設に近い地域からの避難等を確実に行うため、原則として、当該市町が設置する一時集合場所等からバス等による集団避難を実施する。ただし、地域の実情や時間的制約等により、自家用車での避難が生じることも考慮する。
- P AZ内又はUPZ内において、自然災害等の発生により住民が孤立した場合には、空路や海路において、避難体制が整ってから避難等を実施する。

イ 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者については、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備を行うとともに、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早い段階から行い、迅速な避難を実施する必要がある。

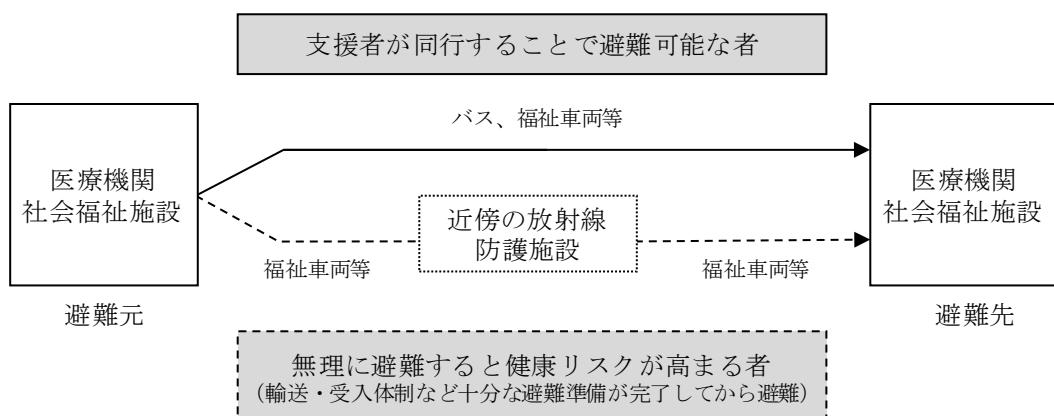
P AZ内においては、警戒事態で避難の準備を開始し、施設敷地緊急事態で避難を開始するが、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設に移動する。UPZ内においては、施設敷地緊急事態で屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態で屋内退避を実施する。事態が進展し、避難等が必要となった際には、避難等を実施する。

なお、所在県及び関係周辺府県は、医療機関入院患者、社会福祉施設入所者及び介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者について、府県内で避難先の施設や福祉避難所等を確保することを原則とするが、何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が使用できない場合などの時には、所在県及び関係周辺府県が受入先を調整する。

また、所在県及び関係周辺府県は、市町村に対して、平常時から避難行動要支援者の支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で避難行動要支援者名簿を共有するとともに、避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画及び一人一人の個別計画を策定するよう働きかける。

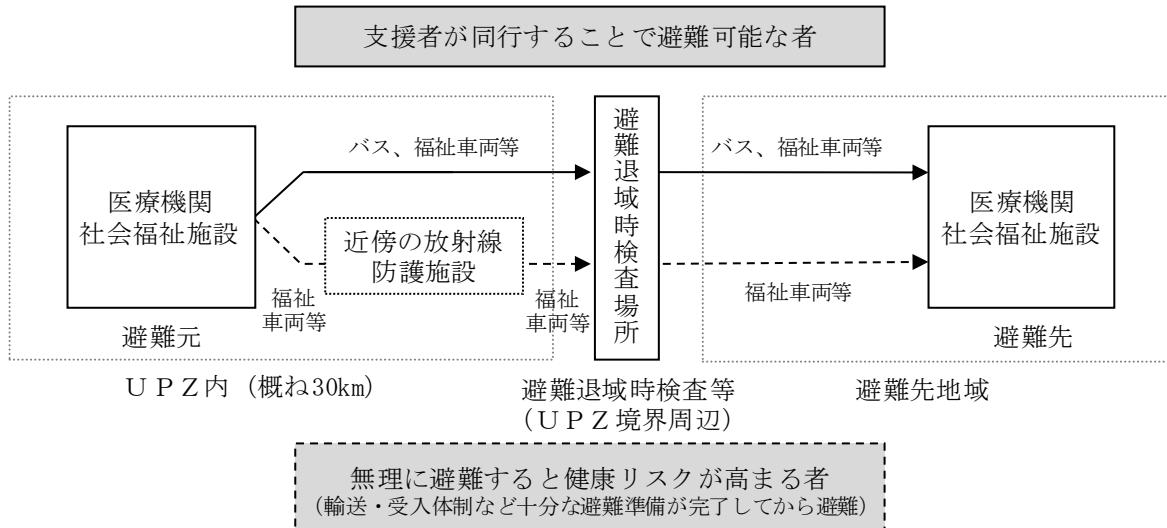
(ア) 医療機関入院患者及び社会福祉施設入所者

(i) P AZ内(5km圏)の場合



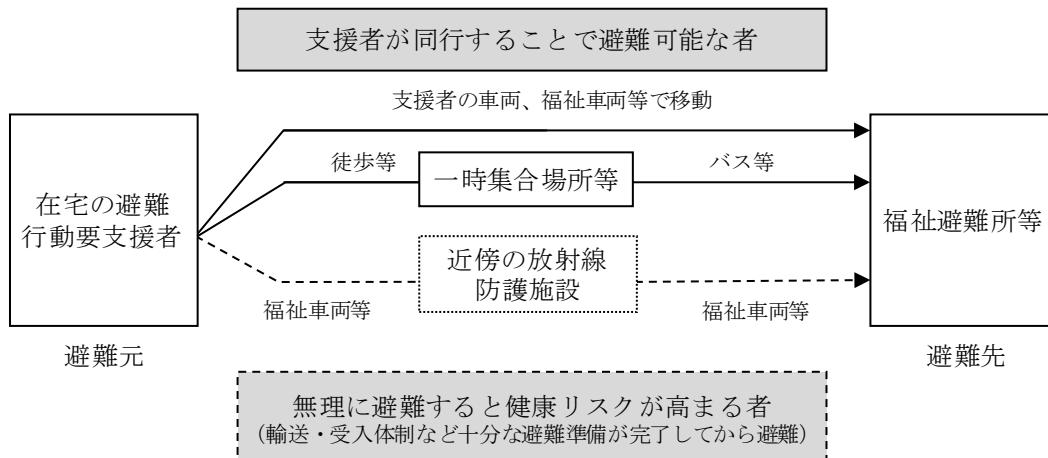
※ 放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない。

(ii) U P Z内(30km圏)の場合



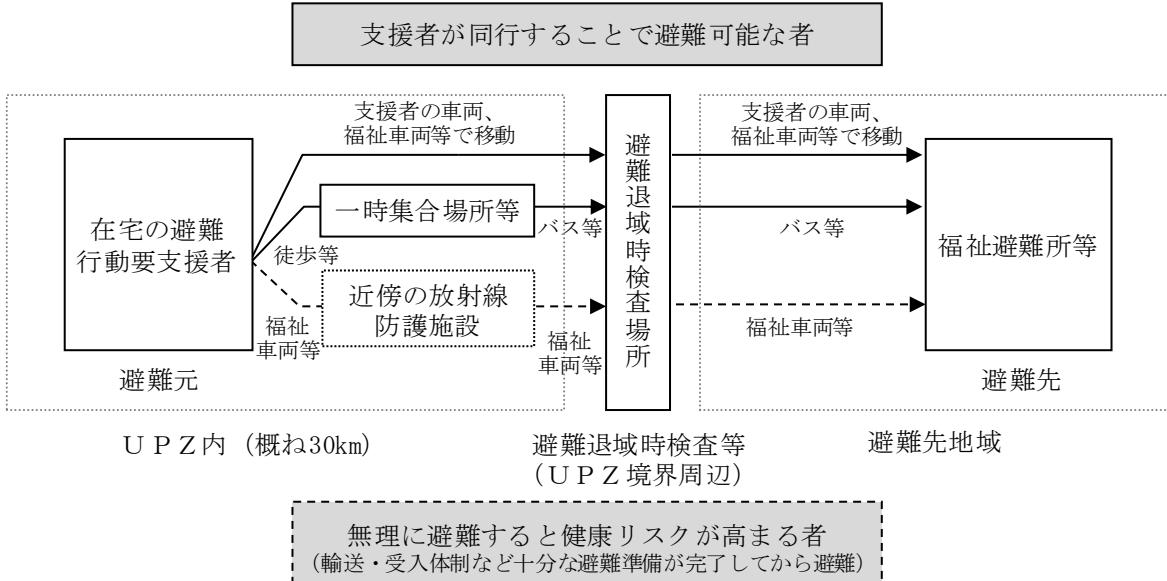
(イ)在宅の避難行動要支援者

(i) P A Z内(5km圏)の場合



※ 放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない。

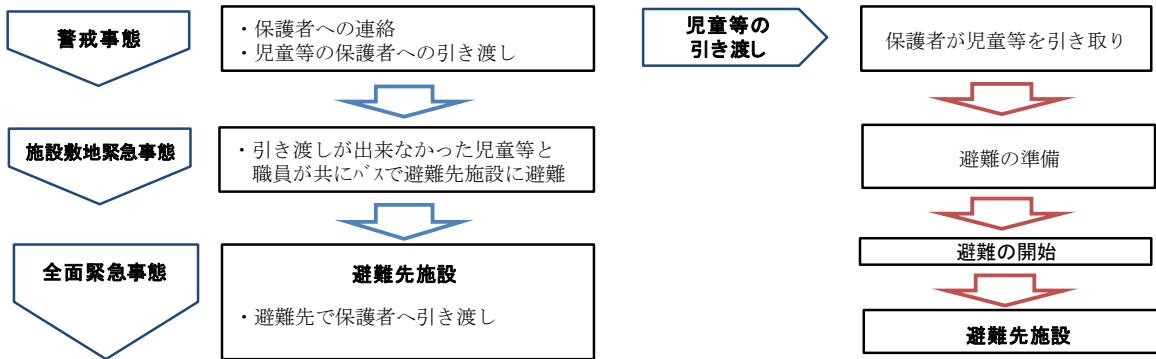
(ii) U P Z内(30km圏)の場合



(ウ)学校・保育所等の児童等

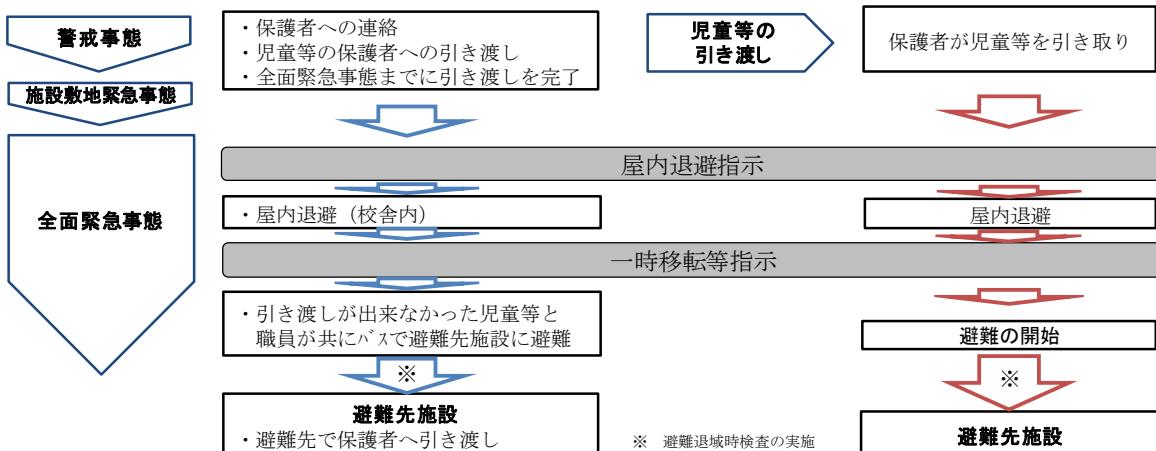
学校災害対策本部等は、警戒事態発生時、保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施する。

(i) PAZ内(5km圏)の場合



※ 放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない。

(ii) UPZ内(30km圏)の場合



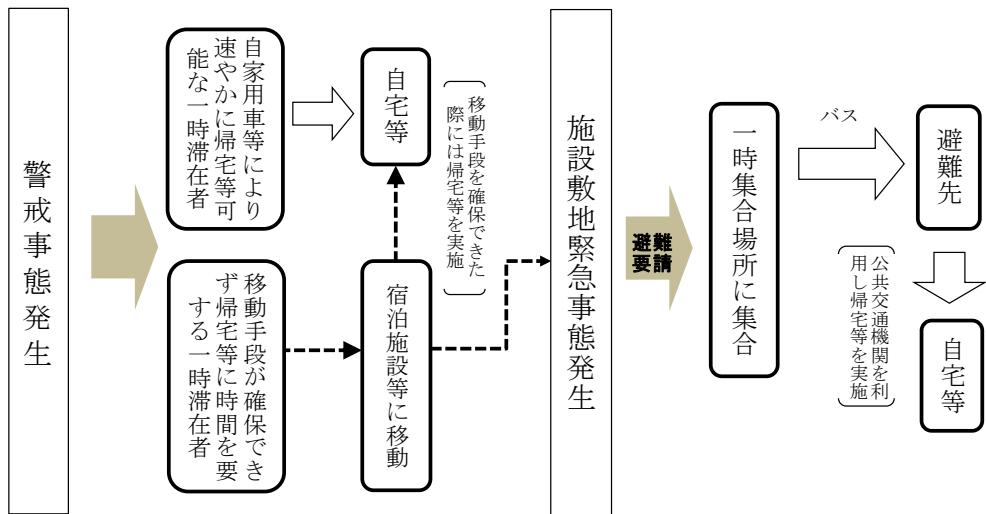
※「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」(福井エリア地域原子力防災協議会(平成29年10月25日))一部抜粋

ウ 一時滞在者

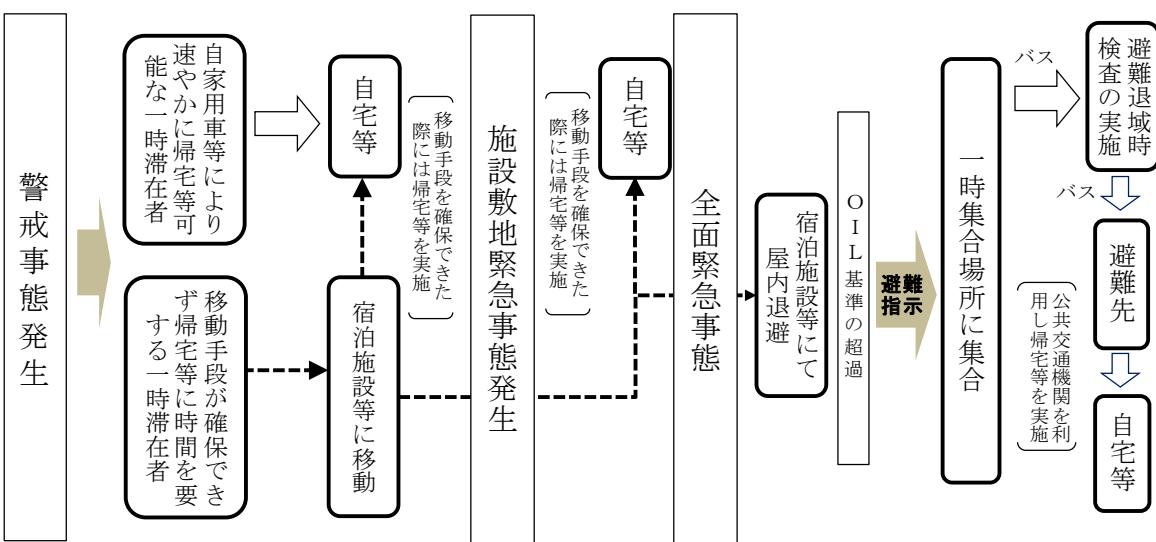
所在県及び関係周辺府県は、管内の関係市町と連携し、PAZ内及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により、区域外への移動等の呼びかけを実施する。

移動等に時間要する一時滞在者は、宿泊施設等に移動し、PAZ内では施設敷地緊急事態で避難を実施し、UPZ内では全面緊急事態で屋内退避を実施し、その後、OIL基準の超過による避難等の指示により、避難等を実施する。

(i) P A Z 内 (5km 圏) の場合



(ii) U P Z 内 (30km 圏) の場合



※「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」(福井エリア地域原子力防災協議会(平成 29 年 10 月 25 日))一部抜粋

(2) 広域避難体制の整備

広域連合は、府県域を越える広域避難に対応するため、構成団体及び連携県の協力のもと、避難所の確保をはじめとした広域避難体制の整備に取り組む。

① 広域避難計画の作成

ア 所在県及び関係周辺府県の対応

所在県及び関係周辺府県は、広域避難が必要になる場合に備え、管内の所在市町及び関係周辺市町の広域避難計画の作成を支援するとともに、当該市町の広域避難計画と整合のとれた府県全体の広域避難計画を作成する。

関係周辺府県は、広域避難計画の作成に当たっては、その実効性を高めるため、所在県が作成する広域避難計画との整合を図るものとする。

(参考) 所在県、関係周辺府県の避難先の考え方

府県名	府県内避難	府県外避難
福井県	地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする	避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により県内避難できない場合は、県外避難を実施 【避難先】石川県、奈良県、兵庫県
滋賀県	地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする	複合災害などにより県内避難が困難な場合は、県外へ避難することとし、災害の状況や緊急時モニタリング結果等を基に、総合的に判断し、関西方面又は中部方面への県外避難を実施 【関西方面避難先】大阪府 【中部方面避難先】調整後決定
京都府	放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、府内の西方面と南方面及び府外に避難先をあらかじめ確保し、避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等を基に総合的に判断し、避難先を決定して避難を実施 【府外避難先】兵庫県、徳島県	

イ 広域連合の対応

広域連合は、避難先となる構成団体・連携県、各府県内市町村と連携し、避難所や避難手段の確保など、関係周辺府県が行う広域避難計画の作成を支援とともに、必要に応じ、所在県が行う広域避難計画の作成を支援する。

また、所在県、関係周辺府県が作成した広域避難計画の把握に努め、必要に応じ、構成団体及び連携県と情報共有を行う。

また、万が一の際に構成団体を避難先とする広域避難が円滑に行われるよう、広域連合は、連携県、国、原子力事業者、その他関係機関と連携し、避難元の市町と避難先の市町村とのマッチング、情報連絡体制、広域避難の実施方針及び避難所運営方針等を定める^{※1}ものとする。

なお、広域連合は、構成団体・連携県と連携し、避難所、避難手段、避難経路、避難退城時検査及び除染体制等の確保、避難行動要支援者への対応等について、国、原子力事業者、その他関係機関・団体の協力を得て詳細検討^{※2}を進め、内閣府主導により、各発電所毎に地方公共団体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応を「緊急時対応」としてとりまとめる。

^{※1} 原子力災害に係る広域避難ガイドライン(平成26年3月策定)

^{※2} 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、所在県及び関係周辺府県等が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に「地域原子力防災協議会（以下「協議会」という。）」が設置され、各協議会には作業部会、その下に、実務的な検討を行うための地域分科会（福井エリアは、敦賀、美浜、大飯、高浜の4分科会）が置かれた。

[H27.12 高浜地域策定]、[H29.10 高浜地域改定、大飯地域策定]

《避難先の考え方》

- ・避難元－避難先の市町村のマッチング方式を基本とすること
 - 避難時の混乱を避け、地域コミュニティの維持や円滑な避難者支援を行うため、同一市町村の住民の避難先は、可能な限り一つの市町村内あるいは同一地域の複数の市町村内に確保するよう努める。
 - 市町村のマッチングに当たっては、避難先の市町村の規模や受入れ可能な施設の状況のほか、高速道路等の幹線道路網や鉄道網、市町村間の応援協定等を考慮する。

※ 詳細は、「[原子力災害に係る広域避難ガイドライン](#)」を参照

② 避難所の確保

ア 構成団体の対応

構成府県は、管内市町村に対し、避難所を指定する際に広域避難の受入れに使用できる旨を定めるよう働きかける。また、構成市は、避難所を指定する際に広域避難の受入れに使用できる旨を定めるよう努める。

構成団体は、管内の避難所の情報を集約し、広域連合と共有する。

また、地域コミュニティ単位等まとまった数の避難者を受け入れることが可能な大型施設の確保が必要であることから、構成府県は、管内市町村に対し、広域避難の受入れが可能な大型施設の避難所指定や施設管理者との協定締結等を働きかける。また、構成市は、広域避難の受入れが可能な大型施設の避難所指定や施設管理者との協定締結等に取り組む。

さらに、避難の長期化が見込まれる場合に備え、二次避難先として旅館・ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用についても検討を行う。

<構成府県から管内市町村への働きかけの（例）>

- ・府県地域防災計画に、市町村が指定避難所を指定する際に、併せて広域避難の受入れにも供するよう努める旨を記載
- ・構成府県の所管部局と調整し、市町村に対し、府県有施設を広域避難の受入れにも供する避難所としての指定を促進 等

イ 管内市町村の対応

原子力災害の場合、市町村単位での大規模な広域避難が生じる可能性もあるため、できるだけ避難所を多く確保する必要がある。

このため、管内市町村は、従来から指定している避難所も含めて、施設管理者の同意を得て、広域避難の受入れが可能な避難所の確保に努める。

避難所の指定に当たっては、これまで避難所に指定していない大型施設や民間施設についても検討を行う。

ウ 広域連合の対応

広域連合は、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努めるよう構成団体に働きかけるとともに、必要に応じ、構成団体と連携して施設管理者への協力要請を行う。広域避難計画の作成に当たって避難所を十分に確保できない場合には、連携県にも協力を呼びかける。

また、受入れ市町村において、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、構成団体連携県と連携し、広域連合として、国に対し、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及び当該施設等の使用について積極的に対応するよう働きかけていく。

③ 避難手段の確保

P A Z内からの一般住民等の避難については、自家用車を利用可能な者は自家用車で避難し、自家用車が利用できない者は、所在県、関係周辺府県等が確保するバス等により避難する。

U P Z内からの住民等の避難等については、一時集合場所等から、バス等による集団避難を原則とする。また、鉄道や船舶での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用する。ただし、地域の実情や時間的制約等により、やむを得ず自家用車で避難するときは、渋滞を抑制するため極力乗り合わせにより避難する。

なお、自家用車で直接避難先に乗り入れができるのは、基準以上の汚染がないことが確認でき、かつ、避難先に保管場所が確保できる場合に限る。

ア 所在県及び関係周辺府県の対応

所在県及び関係周辺府県は、管内の所在市町及び関係周辺市町とともに、避難までの時間的余裕、避難が必要な地域とその人口、避難に要する時間等を考慮し、バス・鉄道等の公共交通機関、貸切バス、タクシー、船舶等の使用を含めた避難手段を検討し、管内の輸送事業者等に協力を呼びかけ、災害時の緊急輸送体制を整備する。

なお、P A Z内やU P Z内の半島及び沿岸部、中山間地については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合には、臨時ヘリポートや漁港を活用し、ヘリコプターや船舶により空路や海路での避難等を実施する。空路や海路での避難態勢が整うまでは、放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難態勢が十分に整った段階で避難等を実施する。不測の事態により、確保した輸送能力で対応できない場合には、国の実動組織に支援を要請する。

イ 広域連合の対応

広域連合は、所在県、関係周辺府県と連携し、国、構成団体・連携県の協力を得て、関西一円のバス事業者、鉄道事業者、船舶事業者等に協力を呼びかけ、避難手段の確保が必要となった場合の調整手順等について検討するとともに、バス事業者団体等と緊急輸送に関する協定を締結するなど、災害時の緊急輸送体制を整備する。

(参考) 各府県内のバス会社保有車両

(単位:台)

府県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
台数	878	1,230	505	2,298	4,022	3,917	1,006	706	540	515	15,617

※「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」(福井エリア地域原子力防災協議会(平成29年10月25日))を一部更新

④ 避難経路の設定

ア 所在県及び関係周辺府県の対応

避難先、避難手段等を踏まえ、所在県及び関係周辺府県は、管内の所在市町及び関係周辺市町と連携し、各府県警察本部や道路管理者等関係機関と協議のうえ、あらかじめ高速道路や国道などの幹線道路を基本ルートとして避難経路を設定するとともに、自然災害等により道路等が使用できない場合等を想定し、代替経路を設定する。

なお、避難を円滑に行うための渋滞対策として、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、所在県、関係周辺府県等及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制等の体制を整備する。

イ 広域連合の対応

広域連合は、構成団体、連携県と連携し、避難経路の設定に関して、広域的な観点から、交通規制や避難誘導等で、必要に応じて警察や道路管理者等関係機関との調整を行う。

⑤ 避難退域時検査場所の設置

所在県及び関係周辺府県は、避難経路上の市町村、各府県警察本部、道路管理者等の協力を得て、避難者等の避難退域時検査及び簡易除染を行うほか、車両の一時保管、避難バスの乗り換え等の機能を有する避難退域時検査場所を、UPZ境界周辺に設置する。

なお、所在県及び関係周辺府県は、原子力災害時の状況により、放射線量のバックグラウンド値が十分低い場所を選んで避難退域時検査場所を開設できるようするため、十分な数の候補地をあらかじめ選定する。

○避難退域時検査場所の設置基準（例）

高速道路等のIC付近の大規模施設、幹線道路沿いの大規模施設等

- UPZ外（概ね30km圏外）を基本とすること
- 避難用のバスや自家用車を多数駐車できるスペースがあること

ア 避難退域時検査及び簡易除染体制の構築

（ア）避難退域時検査場所候補地の選定

所在県及び関係周辺府県は、あらかじめ複数の候補地を設定し、広域避難の状況に応じて複数の避難退域時検査場所を設置できる体制を整え、円滑な広域避難及び効率的な避難退域時検査等の実施に繋げる。

(イ) 避難退域時検査及び簡易除染体制の整備

所在県及び関係周辺府県は、国のマニュアル^{*1}等を参考に、国、原子力事業者等の支援を受けて、避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な要員や資機材、検査の運営及び管理の体制を構築し、実施計画を策定する。

広域連合は、所在県及び関係周辺府県が実施する避難退域時検査及び簡易除染に関して、必要な専門人材・資機材が不足することを想定し、構成団体・連携県と連携して、各府県の放射線技師会と放射線の被ばくの防止に関する協定を締結するなど、原子力災害時の支援体制を構築する。

※1 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」原子力規制庁
(平成29年1月30日修正)

⑥ 避難行動要支援者の広域避難

ア 所在県及び関係周辺府県の対応

所在県及び関係周辺府県は、避難行動要支援者の避難を円滑に行うため、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、医療機関、介護事業者、ボランティア等の多様な主体による支援体制を整備する。

医療機関入院患者、社会福祉施設入所者の避難については、管内の所在市町及び関係周辺市町村と連携し、医療機関、社会福祉施設に対して、入院患者、入所者の避難計画の作成を働きかけ、その支援を行う。なお、医療機関入院患者、社会福祉施設入所者及び介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者については、所在県及び関係周辺府県内で避難先となる施設や福祉避難所等を確保することを基本とするが、あらかじめ選定しておいた避難先施設が使用できない場合など、広域避難を要する場合には、所在県及び関係周辺府県は、広域連合、構成団体、連携県と調整し、避難先となる施設の確保に努める。

イ 広域連合の対応

医療機関入院患者、社会福祉施設入所者及び在宅の避難行動要支援者の広域避難については、受入可能な病院、社会福祉施設等が限られ、避難先の確保が困難な場合が想定される。広域連合は、所在県及び関係周辺府県から広域避難の要請があった場合には、構成団体及び連携県と連携し、広域避難を行う病院等、入院患者、社会福祉施設入所者等の避難先となる施設の確保について支援する。

⑦ 市役所・町役場の避難計画

所在市町及び関係周辺市町は、市役所・町役場が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合に備え、避難先の市町村と協議し、市役所・町役場の避難先をあらかじめ決定し、避難計画を作成する。

また、所在市町及び関係周辺市町は、必要に応じて避難先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、避難先の市町村と連携して、業務継続計画（B C P）の作成に努める。

所在県及び関係周辺府県は、上記の避難計画、B C Pの作成に必要な助言、支援を行う。

7 飲食物の出荷制限、摂取制限

(1) 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

経口摂取による内部被ばくを回避するための飲食物の出荷制限、摂取制限は、国の定める基準に基づき、統一的に実施される。構成府県は、国の示す基準（O I L 2, 6）に基づき、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

(2) 飲食物の出荷制限、摂取制限を行った場合の住民等への供給体制の確保

構成府県は、管内市町村に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限を行った場合の、住民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

8 水道水の摂取制限

(1) 水道水の摂取制限に関する体制整備

水道水の摂取制限は、国の定める基準に基づき、統一的に実施される。水道事業者は、国の示す基準（O I L 6）に基づき、水道水の摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

また、構成府県は、管内水道事業者に対し、緊急時におけるモニタリングや広報など、水道水の摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

(2) 水道水の摂取制限を行った場合の住民等への供給体制の確保

水道水の摂取制限を行った場合、迅速かつ円滑な飲料水の供給を行う必要があることから、構成府県は、管内市町村に対し、以下に示す供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

- ・飲料水の供給計画
- ・飲料水の備蓄計画
- ・応急給水の受援計画
- ・飲料メーカーとの災害時応援協定の締結 等

福島第一原発事故における放射性物質の水道水への影響は、一部を除いて一時的なものであったが、広域での応急給水体制の整備その他の対策を講じる必要があると考えられる場合には、広域連合は、あらかじめ構成団体及び連携県と連携し、国等の協力を得て広域的な飲料水の供給計画の検討など、必要な対策を検討しておくものとする。

《付属資料10：福島第一原発事故における放射性物質の水道水への影響》

9 住民等への的確な情報伝達体制の整備

原子力災害対策は、地震や風水害等の自然災害と異なり、五感で感じるのが困難なりリスクに対処することであることから、住民等がリスクの程度を把握し、適切に対処するためには、放射線のリスク等について正しい知識を得ることが必要となる。

また、リスクに対しより適切に対処するためには、リスクに関する情報を住民、事業者、行政等の関係者が共有し、相互の意思疎通を図る「リスクコミュニケーション」が有効であることから、住民に対する一方的な情報提供にとどまらず、双方向の意見交換の場を設けること等により理解を深める取組も必要となる。

こうした観点から、平常時から住民に対する普及啓発（下記 [10](#) に記載）を継続的に行うことにより原子力災害のリスクに関する情報の共有と理解の醸成を図るとともに、原子力災害発生時に備え、住民に適切な情報を迅速に提供する体制を整備する。

（1）住民等に提供すべき情報の整理

広域連合、構成団体及び連携県は、国、原子力事業者と連携し、市町村の協力を得ながら、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズ等に応じた具体的な内容を整理しておく。

また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の広域連合、府県、市町村の役割の明確化に努める。

（2）複合災害を想定した情報伝達体制の整備

構成団体は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等に的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び防災行政無線、広報車両等の施設、装備を整備する。

（3）相談窓口の設置

構成団体は、国、市町村と連携し、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置について、あらかじめその方法、体制等について定める。検討に当たっては、原子力防災や放射線に知見のある専門家や団体等の協力を得るなど、原子力災害の特殊性を考慮する。

（4）避難行動要支援者等への情報伝達体制の整備

構成団体は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び市町村と連携し、避難行動要支援者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

また、構成団体は、災害時に外国人観光客などへ災害情報を多言語で伝達するため、協定の締結、協議会の設置、連絡網整備など関係機関との協力体制の構築に努める。

（5）広報体制の整備

広域連合及び構成団体は、災害時における報道要請に関する協定を報道機関と結ぶこと等により、災害時の情報発信を迅速に行う体制の整備に努める。

あわせて、自主広報媒体（ホームページ、電子メール、ソーシャルメディア等）、コミュニティ放送局、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

また、福島第一原発事故後、福島県庁ホームページに、災害情報やモニタリング情報、ライフライン情報等を求める住民等からのアクセスが集中し、サーバーが機能しなくなった事例があることから、災害時の情報発信の代替手段について検討を行う。

10 住民等に対する知識の普及啓発

災害時に防護活動を円滑に実施するとともに、農林水産物や観光等への影響、思い込みや偏見から生じる人権侵害といった風評被害を防止するためには、放射線の基礎知識をはじめ原子力災害の特殊性に関して、住民等の理解を深める取組を行う必要がある。

このため、広域連合及び構成団体は、国、連携県、関係市町村及び原子力事業者と協力して、次に掲げる事項について住民等に対する普及啓発活動を実施するとともに、市町村が行う住民等に対する普及啓発活動に対する助言・支援を行う。

なお、UPZ内の住民に対しては、普及啓発活動を実施するに当たり、情報の共有と相互の意思疎通を図る「リスクコミュニケーション」が関係者の理解を深める上で有効との観点から、できるだけ双方向の意見交換が可能な形態となるよう努める。

また、UPZ外の住民に対しては、特に知っておく必要のある事項に重点を置き、原子力防災に関する基礎知識として広く理解されるよう普及啓発に努める。

<UPZ内>

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に府県市や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ⑦ 避難行動要支援者への支援に関すること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること
- ⑨ 放射性物質が大気中に放出された後の広域避難にあたっては、必ず避難退域時検査場所を通過すること
- ⑩ 避難所での運営管理、行動等に関すること

<UPZ外>

UPZ内での普及啓発事項のうち、特に普及啓発を図るべき内容

- ・ 放射線に関する基礎知識（日常的に存在する放射線量、健康に影響を及ぼす放射線量、防護措置の基準値等）
- ・ 屋内退避について（避難以外の防護措置として有効であること等）

また、普及啓発に当たっては、避難行動要支援者に十分に配慮することにより、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮するよう努める。

(参考)

所在県及び関係周辺府県は、広域避難に関し、次の例を参考に、住民への広報を図るよう努める。

なお、避難先府県は、管内の住民が正しい知識を身につけることができるよう、所在県及び関係周辺府県と協力・連携し、普及啓発に努める。

広域避難の心得

広域避難を行うにあたっては、避難元、避難先の住民それぞれの理解により円滑に実施できるよう平時から取組を進める必要があります。

【広域避難を行う地域のみなさんへ】

① 国や自治体の出す避難指示等に従い落ち着いて行動しましょう。

② テレビ、ラジオ、行政無線、インターネット等により、正しい情報を得ることが大切です。

③ 放射性物質が体に付着したり、吸い込んだりすることを防ぐため、長袖の上着、長ズボン、レインコート、マスクなどを着用しましょう。

ハンカチを4回おりたたみ、口にあてるだけで94%の体内吸入防止効果があるといわれています。

④ 近所で、できるだけ声をかけ合い、まとまって行動するようにしましょう。

⑤ 放射性物質が大気中に放出された後に、広域避難を行う場合は、避難退域時検査場所（スクリーニングポイント）を必ず通過し、避難退域時検査及び簡易除染を受け、避難元府県が発行する通過証を受け取り、広域避難先の避難所に向かいましょう。

避難退域時検査及び簡易除染は、避難者本人の健康管理のために行われるもので、専門的な医療が必要と判断されれば、指定された原子力災害医療機関へ搬送されます。

⑥ 広域避難先での避難所生活では、できるだけ、住民による避難所の自主運営を目指しましょう。

⑦ 家族等の安否確認の方法をあらかじめ、決めておきましょう。

【広域避難を受け入れる地域のみなさんへ】

① 広域避難を受け入れる避難先の住民の皆さんには、放射性物質について、正しい知識を身に着け、落ち着いて適切な対応を取りましょう。

② 広域避難元と避難先において、相互理解に努めましょう。

11 防災訓練への参加等

(1) 防災訓練への参加

広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、所在県、関係周辺府県が、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下に例示する防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせて実施する原子力防災訓練に参加する。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
(現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練を含む。)
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 避難退城時検査及び簡易除染訓練、原子力災害医療訓練
- ⑥ 地域住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 地域住民の避難訓練
- ⑧ 広域避難訓練

また、広域連合及び構成団体は、国等が総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、国等の求めに応じ、広域避難や住民等への情報伝達など広域的に対応すべき対策を想定した訓練シナリオの作成など訓練の企画立案に参画し、訓練に参加する。

(2) 関係者的人材育成

広域連合及び構成団体は、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国や指定公共機関などが実施する原子力防災に関する研修への積極的な参加を促す等により、関係府県・市町村、警察、消防、医療機関等の防災業務関係者的人材育成に努める。

特に広域避難に関しては、避難先市町村、避難手段を提供する交通事業者など、これまで原子力防災とあまり関わってこなかった機関が今後関わりを持つようになることから、こうした機関も幅広く対象とし、放射線に関する基礎知識の普及啓発を働きかける。

また、国、関係機関・団体と連携し、以下に掲げるような事項について、必要に応じて、防災業務関係者に対する研修を実施する。また、研修成果を訓練等で確認し、研修内容の充実を図る。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に地方公共団体、国、原子力事業者等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 避難退城時検査及び簡易除染、原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること